

## 質問に対する回答（都市公園）

※なお、行政財産に設置する自動販売機の入札に関する質問であっても、都市公園にも関係する質問の場合は下記にも回答を掲載しています。

令和5年11月28日 公開

No.	区分	公募番号又はページ番号等	項目等	質問内容	回答
1	物件個別明細	公募番号 27-23中公1 28-23中公2 29-23中公3 32-23浜公1 33-23浜公2 38-23千亀公1 39-23千亀公2	自動販売機本体の設置方法	（既設自販機が）アンカーボルトにて設置してありますが、募集要項だと不可となっております。どちらが正しいでしょうか。もともと土台があればアンカーが可能な認識で良いでしょうか。 ※他にも数件見られます。	ご認識の通りです。 募集要項において、屋内・屋外を問わずアンカーボルトの打設及びこれによる固定を原則禁止していますが、新規での打設を制限する趣旨で規定しています。 既設アンカーが存在する物件に関しては、当該既設アンカーを利用して固定することが可能です。 また、地面に直接アンカーを打設せず、専用のコンクリートベースを利用し自販機脚部をボルトで固定することも可能です。
2	募集要項	6ページ	5 契約上の条件等（10 契約の解除及び変更	自販機設置場所を公共関係で使用する場合契約解除とありますが、現在予定している場所はありますでしょうか。	本回答書公開日現在、岸和田市、国又は他の地方公共団体が公用若しくは公共用に供する予定の場所はありません。 （都市公園の募集要項6ページにも同様の項目がありますが、上記と同じく予定している場所はありません）
3	物件個別明細	4. 個別条件・特記事項・注意事項等	電源の使用条件	指定管理者設置電源が応札前に使用出来るか協議したい。現設置者の電源が残るか応札前に知りたい。 ※上記によって金額が変わる為。	行政財産及び都市公園ともに、入札（提案審査）の執行日前に電源の使用可否を協議することはできません。 なお、指定管理者が過去に設置した電源については、協議のうえ引き続き使用できる予定です。
4	募集要項、様式	7ページ	6 入札 申込手続き（2）提出書類	代表取締役名義で締結、入札書（提案書）は代理人にて持参し当日も代理人にて参加、入札書自体の印鑑は代表印の場合は、使用印鑑届（様式5）にはどの印鑑を押すのでしょうか。	ご質問に記載の条件の場合、記入例(1)又は(3)に該当すると思われます。 契約時の名義及び契約書に押印する印鑑、入札書に押印する印鑑等の諸条件に合致する記入例を参考に書類を作成してください。誤った印鑑や名義が記載されていると失格となる場合がありますので、十分ご注意ください。（行政財産及び都市公園ともに同様の考え方となります。） なお、書類作成といった事務手続きの内容に関する質問は随時受付していますので、担当者までお気軽にお尋ねください。
5	—	—	—	既存自販機の前回の落札者・落札額を教えてください。	平成30年度以降に実施した自動販売機の提案審査結果は、市公式ウェブサイトで公表しておりますので、下記URLよりご確認ください。 なお、同一物件であっても設置場所の名称等が変更されている場合がありますのでご注意ください。 <a href="https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/">https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/</a>
6	募集要項	7ページ	6 提案審査申込手続き（2）提出書類	提出書類「セ」の項目のカタログについて、設置する回収ボックスのカタログは必要ですか？	不要です。